

補助の対象になる条件は？

公共下水道全体計画区域内に雨水活用施設を設置する方で、
市税・水道料金等を滞納していない方です。
補助の対象になるか分からない場合など詳しくは、下記までお問い合わせください。

公共下水道
全体計画区域



補助の金額は？

浄化槽転用等雨水貯留施設又は雨水浸透ますを設置する場合は、設置工事費の3分の2を、雨水貯留タンクを設置する場合は購入費の3分の2を補助します。ただし表の額を限度とします。

施設	補助限度額
浄化槽転用等 雨水貯留施設	【一般住宅の場合】 建物1棟につき1基まで 1基あたり250,000円
	【事業所等の場合】 建物1棟につき1基まで 1基あたり400,000円
雨水浸透ます	建物1棟につき4基まで 1基あたり 25,000円
雨水貯留タンク	建物1棟につき1基まで 1基あたり 40,000円

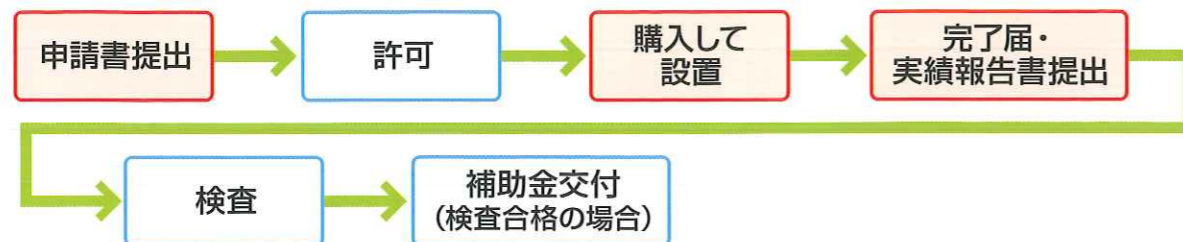
手続きはどうすればいいの？

次の手順に従って、申請等の手続きを行ってください。手続きの流れは以下のようになります。
※赤枠が申請者がすること。

① 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透ますの場合（施工前に申請）



② 雨水貯留タンクの場合（購入前に申請）



申請書はどこにあるの？

郡山市上下水道局お客様サービス課排水施設係窓口(上下水道局1階)にて配布しているほか、
郡山市上下水道局お客様サービス課のウェブページからもダウンロードできます。

問合せ先

郡山市上下水道局お客様サービス課排水施設係
TEL.024-932-7666 FAX.024-939-5821

E-mail cs-haisui@city.koriyama.lg.jp
〒963-8016 福島県郡山市豊田町1番4号



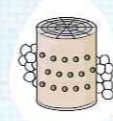
この印刷物は、FSC®認証紙と環境にやさしい植物油インキを使用しています。紙へリサイクル可。

郡山市 雨水活用補助金制度 のご案内



浄化槽転用等雨水貯留施設

屋根に降った雨水を不用になった浄化槽又は新たに設置した貯留槽にためるものです。
ポンプでくみあげて利用できます。



雨水浸透ます

屋根に降った雨水を地下に浸透させるものです。
地面にしみこんだ雨水は地下水になります。



雨水貯留タンク

屋根に降った雨水をためるものです。
庭木の水やりにいかがでしょうか。



郡山市上下水道局お客様サービス課

雨水について 考えてみましょう



田畑が多かった昔、雨が降ると、ほとんどの雨水は地面にしみ込んでいました。

しかし現在は、地面の多くが建物や舗装によって覆われているため、雨水はもっぱら側溝や下水道を通して河川に流れていきます。

その結果、大量の雨が降ると、低い土地での浸水や河川での氾濫が起きやすくなりました。また、雨水が地面にしみ込まないことにより、地下水が減少・枯渇するようになりました。

このような被害を防ぐためには河川や雨水管の整備だけでなく、降った雨が一度に流れ込まないように
地域全体で貯留浸透能力を高め、雨水の流出を抑制する必要があります。



貯留浸透能力を高める!! ってどういうこと?



何もしなければ雨水は高いところから低いところへ流れていってしまいます。そして、水はけの悪い低地で溜まり、浸水被害が発生してしまうのです。この雨水を浸透施設を使ってできるだけ土に還す、または雨水貯留施設にためて晴天時に利用することで地域全体の貯留浸透能力を高めることができます。



郡山市ではこれらの施設を
公共下水道全体計画区域内

において設置する場合、

工事費または購入費の2/3を補助

しています。みなさんとともに雨水の流出を抑制し、浸水に強い安全な都市をつくりましょう。

※限度額がありますので詳しくは最終ページをご覧ください。

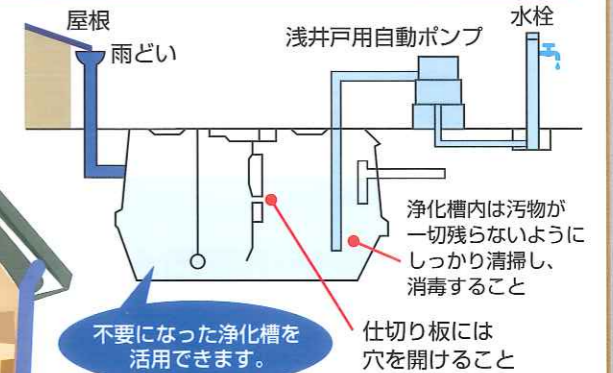
雨水貯留・ 浸透施設 ってどんなもの?



公共下水道への接続により不用となった浄化槽を転用する等「**浄化槽転用等雨水貯留施設**」と、地下にしみ込ませる「**雨水浸透ます**」と、屋根に降った雨を雨どいからためる「**雨水貯留タンク**」があります。

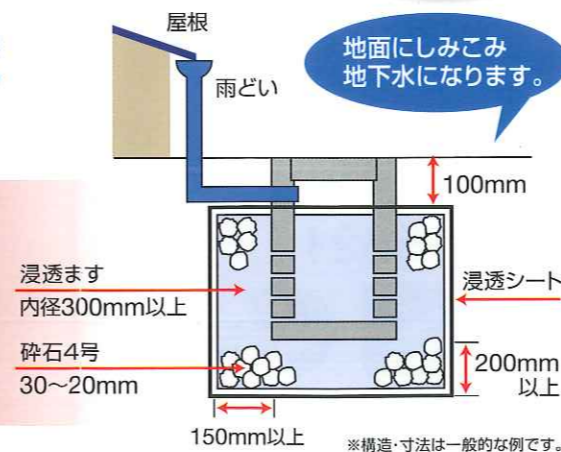
浄化槽転用等雨水貯留施設

公共下水道への接続により不用となった浄化槽を転用又は新たに貯留槽を設置し、屋根に降った雨を雨どいからためる施設。浅井戸用自動ポンプ及び散水栓を備えている施設が補助対象となります。



雨水浸透 ます

屋根に降った雨を雨どいから雨水浸透ますに送り、雨水を土に還す施設。



雨水貯留 タンク

屋根に降った雨を雨どいからためる施設。水栓を備えた市販の専用製品で、貯留量が100リットル以上のものが補助対象となります。

